

審議結果

こんなことが決まりました！

令和8年3月定例会を2月24日から3月19日までの24日間にわたり開催しました。3月9日から11日には予算審査特別委員会、3月12日には総務政策常任委員会、福祉教育常任委員会、3月13日には生活経済建設常任委員会を開催し、令和8年度予算をはじめ、補正予算や条例の一部改正など、付託された議案を審議しました。

審議の一部をご紹介します。

● 審議された議案等：計34件
市長提出議案：30件
議員発議案：1件 諮問：2件 陳情：1件
(報告 1件)

PICK UP 1

総務政策常任委員会

● 議案第19号
香取市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等の財源を確保

Q 条例改正の概要は。また、国保税はどのくらい高くなるのか。
A 子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等の財源を確保するために、医療保険制度を通じて徴収する改正になります。所得割が0.3%、均等割が1700円高くなります。

PICK UP 2

福祉教育常任委員会

● 議案第18号
香取市児童遊園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

児童遊園2園が廃園に

Q 児童遊園が廃園となる理由は。
A 平成30年11月に実施した、香取市市民事業仕分けの結果、児童遊園については、要改善の判定となりました。その後、利用実態調査を実施し、利用の低いものから順次廃園を進める方針とし、昨年度までに25園中12園を廃止しました。本年度は、利用の低さ、遊具の老朽化が顕著である、須賀児童遊園及び布野児童遊園を、地元区と協議し廃園とすることとしました。



須賀児童遊園

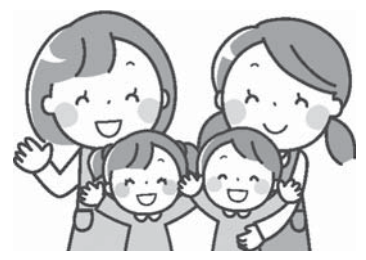
PICK UP 3

福祉教育常任委員会

● 議案第23号
香取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地域限定保育士制度が一般制度化されました

Q 条例改正の主な改正内容は。
A 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域限定保育士制度が一般制度化されました。この改正に伴い、地域限定保育士を追加するものとなります。
※地域限定保育士制度とは、登録後、特定の都道府県のみで保育士業務が可能で、一定期間勤務の後、全国で働ける制度です。



PICK UP 4

総務政策常任委員会

● 議案第26号
香取市過疎地域持続的発展計画の変更について

香取市過疎地域持続的発展計画を令和12年度まで延長

Q 具体的な変更内容は。
A 令和7年度末までの計画を令和12年度まで延長するものです。今回の計画に掲載されている事業は83事業で、過疎債を活用している主な事業は、農業基盤整備等推進事業、生活上緊急道路対策事業、公共下水道事業、ごみ処理施設整備事業となります。

PICK UP 5

生活経済建設常任委員会

● 議案第20号
香取市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

条例改正後も消火器具の配置を担保

Q 火入れの定義は。また、条例改正後も消火器具の配置は担保されるか。
A 森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地で、立木竹、草、堆積物等を面的に焼却する行為が火入れの定義となります。また、消火器具の配置は、のこぎり、かま、なた、スコップ、バケツ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならないと規定しており、引き続き担保されます。



福祉教育常任委員会